

## 第3章 舗装工事、道路改良工事

## 第1節 適用

### 3-1-1 適用

本章は、アスファルト舗装、コンクリート舗装及び土砂系舗装その他これらに類する工種について適用するものとする。

ただし、耕作道路等のように、簡易な構造の土砂系舗装の場合は除外する。

## 第2節 一般事項

### 3-2-1 適用すべき諸基準

適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| (1) 土地改良事業計画設計基準・設計「農道」 | 農林水産省農村振興局  |
| (2) 道路土工一切土工・斜面安定工指針    | (公社) 日本道路協会 |

### 3-2-2 一般事項

一般事項については、第1編3-11-1一般事項の規定によるものとする。

## 第3節 土工

### 3-3-1 掘削工

#### 1 掘削工

掘削工の施工については、第1編3-3-2掘削工の規定によるものとする。

#### 2 路床切土工

- (1) 受注者は、在来の地盤を路床として利用する場合、指定の縦横断面形状に仕上げなければならない。この場合、路床土を乱さないよう施工しなければならない。
- (2) 受注者は、切土して路床を仕上げる場合、適切な排水処理をしなければならない。
- (3) 受注者は、路床面において所定の支持力が得られない場合、又は均等性に疑問がある場合には、監督職員と協議して施工しなければならない。

### 3-3-2 盛土工

#### 1 盛土工

盛土工の施工については、第1編3-3-3盛土工の規定によるものとする。

#### 2 路肩部分等の盛土

受注者は、路肩盛土の施工において、一層の仕上がり厚が30cm以内となるようにまき出し、締固めなければならない。

### 3-3-3 路体盛土工

路体盛土工の施工については、第1編3-3-4路体盛土工の規定によるものとする。

### 3-3-4 路床盛土工

路床盛土工の施工については、第1編3-3-5路床盛土工の規定によるものとする。

### 3-3-5 整形仕上げ工

整形仕上げ工の施工については、第1編3-3-6整形仕上げ工の規定によるものとする。

### 3-3-6 作業残土処理工

作業残土処理工の施工については、第1編3-3-8作業残土処理工の規定によるものとする。

## 第4節 地盤改良工

### 3-4-1 路床安定処理工

路床安定処理工の施工については、第1編3-13-2路床安定処理工の規定によるものとする。

### 3-4-2 サンドマット工

サンドマット工の施工については、第1編3-13-3サンドマット工の規定によるものとする。

### 3-4-3 パーチカルドレーン工

パーチカルドレーン工の施工については、第1編3-13-4パーチカルドレーン工の規定によるものとする。

### 3-4-4 締固め改良工

締固め改良工の施工については、第1編3-13-5締固め改良工の規定によるものとする。

### 3-4-5 固結工

固結工の施工については、第1編3-13-6固結工の規定によるものとする。

## 第5節 法面工

### 3-5-1 作業土工

作業土工の施工については、第1編3-3-7作業土工の規定によるものとする。

### 3-5-2 植生工

植生工の施工については、第1編3-6-3植生工の規定によるものとする。

### 3-5-3 法面吹付工

法面吹付工の施工については、第1編3-6-4法面吹付工の規定によるものとする。

### 3-5-4 法枠工

法枠工の施工については、第1編3-6-5法枠工の規定によるものとする。

### 3-5-5 アンカー工

アンカー工の施工については、第1編3-6-6アンカー工の規定によるものとする。

### 3-5-6 かご工

かご工の施工については、第1編3-6-7かご工の規定によるものとする。

## 第6節 擁壁工

### 3-6-1 作業土工

作業土工の施工については、第1編3-3-7作業土工の規定によるものとする。

### 3-6-2 既製杭工

既製杭工の施工については、第1編3-4-2既製杭工の規定によるものとする。

### 3-6-3 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第1編3-4-3場所打杭工の規定によるものとする。

### 3-6-4 場所打擁壁工

場所打擁壁工の施工については、第1編第3章第7節コンクリートの規定によるものとする。

### 3-6-5 プレキャスト擁壁工

- 1 受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の施工については、基礎との密着を図り、接合面が食い違わないように施工しなければならない。
- 2 受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の目地施工において、十分密着させ、背面土砂が吸い出されないように施工しなければならない。

### 3-6-6 補強土壁工

- 1 受注者は、現地発生材を盛土材とする場合は、表土や草根類が混入しないように除去しなければならない。
- 2 受注者は、補強材及び壁面材を仮置する場合は、水平で平らな所を選び、湾曲を避けるとともに、地面と接しないように角材等を敷き、降雨にあたらないようにシート等で覆い、湿気、水に対する配慮をしなければならない。
- 3 受注者は、補強材の施工について、設計図書に従い設置し、折り曲げたり、はねあげたりしてはならない。
- 4 受注者は、壁面材の組立てに先立ち、適切な位置及び間隔に基準点や丁張を設け、壁面材の垂直度を確認しながら施工しなければならない。盛土及壁面材に異常な変位が観測された場合は、直ちに作業を一時中止し、監督職員と協議しなければならない。
- 5 受注者は、盛土材の1層の敷均し厚を、所定の締固め度が確保でき、締固め後の仕上面が補強材の埋設位置の高さとなるように定め、施工しなければならない。
- 6 受注者は、壁面付近の盛土のまき出し、敷均し作業は、各補強土工法に適した方法により行わなければならない。

### 3-6-7 井桁ブロック工

受注者は、枠の組立てに当たり、各部材に無理な力がかからないように法尻から順序よく施工しなければならない。

### 3-6-8 小型擁壁工

小型擁壁の施工については、第1編第3章第7節コンクリートの規定によるものとする。

## 第7節 石・ブロック積（張）工

### 3-7-1 作業土工

作業土工の施工については、第1編3-3-7作業土工の規定によるものとする。

### 3-7-2 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については、第1編3-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。

### 3-7-3 緑化ブロック工

緑化ブロック工の施工については、第1編3-5-4緑化ブロック工の規定によるものとする。

### 3-7-4 石積（張）工

石積（張）工の施工については、第1編3-5-5石積（張）工の規定によるものとする。

## 第8節 カルバート工

### 3-8-1 作業土工

作業土工の施工については、第1編3-3-7作業土工の規定によるものとする。

### 3-8-2 既製杭工

既製杭工の施工については、第1編3-4-2既製杭工の規定によるものとする。

### 3-8-3 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第1編3-4-3場所打杭工の規定によるものとする。

### 3-8-4 現場打カルバート工

- 1 受注者は、均しコンクリートの施工に当たり、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。
- 2 受注者は、目地材及び止水板の施工に当たり、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。

### 3-8-5 プレキャストカルバート工

- 1 受注者は、現地の状況により設計図書に示された据付け勾配により難い場合、監督職員と協議しなければならない。
- 2 受注者は、プレキャストカルバート工の施工について、基礎との密着を図り、接合面が食い違わないように注意して、カルバートの下流側又は低い側から設置しなければならない。
- 3 受注者は、プレキャストボックスの縦締め施工について、道路土工―カルバート工指針（（公社）日本道路協会）7-2（2）2）敷設工の規定によらなければならない。  
これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 4 受注者は、プレキャストパイプの施工に当たり、ソケットのあるパイプの場合ソケットをカルバートの上流側又は高い側に向けて設置しなければならない。  
ソケットのないパイプの接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部をモルタル等でコーキングし、漏水が起きないように施工するものとする。
- 5 受注者は、プレキャストパイプの施工に当たり、管の一部を切断する必要がある場合、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。なお、損傷させた場合は、取り替えなければならない。

## 第9節 小型水路工

### 3-9-1 作業土工

作業土工の施工については、第1編3-3-7作業土工の規定によるものとする。

### 3-9-2 側溝工

- 1 受注者は、現地の状況により設計図書に示された水路勾配により難しい場合、監督職員と協議しなければならない。
- 2 受注者は、側溝の施工について、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
- 3 受注者は、プレキャストU型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝の継目部の施工について、付着、水密性を保ち段差が生じないように注意して施工しなければならない。
- 4 受注者は、コルゲートフリュームの布設に当たり、砂質土または軟弱地盤が出現した場合、施工方法について事前に監督職員と協議しなければならない。
- 5 受注者は、コルゲートフリュームの組立てに当たり、上流側又は高い側のセクションを下流側又低い側のセクションの内側に重ね合わせ、ボルトによる接合をフリューム断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。

また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。

- 6 受注者は、コルゲートフリュームの布設に当たり、あげこしを行う必要が生じた場合、布設方法について事前に監督職員と協議しなければならない。
- 7 受注者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設について、設計図書に示すコンクリート厚さとし、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得るものとする。
- 8 受注者は、側溝蓋の設置について、側溝本体及び路面に段差が生じないように平坦に施工しなければならない。

### 3-9-3 管渠工

管渠の施工については、本章3-8-5プレキャストカルバート工の規定に準じるものとする。

### 3-9-4 集水樹工

- 1 受注者は、集水樹の基礎について、支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
- 2 受注者は、集水樹の施工について、小型水路との接続部で漏水が生じないように施工しなければならない。
- 3 受注者は、集水樹の施工について、路面との高さ調整が必要な場合は、監督職員と協議しなければならない。
- 4 受注者は、集水樹蓋の設置について、集水樹本体及び路面に段差が生じないように平坦に施工しなければならない。

### 3-9-5 地下排水工

- 1 受注者は、暗渠排水の施工について、新たに地下水脈を発見した場合、その対策について監督職員と協議しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書に示す材料を用い、フィルター材の目づまり、有孔管の穴を間詰めしないように施工し、埋戻さなければならない。

## 第10節 落石防護工

### 3-10-1 作業土工

作業土工の施工については、第1編3-3-7作業土工の規定によるものとする。

### 3-10-2 落石防止網工

- 1 受注者は、落石防止網の施工について、アンカーピンの打込みが岩盤で不可能な場合は監督職員と協議しなければならない。
- 2 受注者は、現地の状況により設計図書に示す設置方法により難しい場合、監督職員と協議しなければならない。

### 3-10-3 落石防止柵工

- 1 受注者は、落石防止柵の支柱基礎の施工について、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう定着しなければならない。
- 2 受注者は、ケーブル金網式の落石防止柵設置に当たり、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工しなければならない。
- 3 受注者は、H形鋼式の緩衝材設置に当たり、落石による衝撃に対してエネルギーが吸収されるようにしなければならない。

## 第11節 構造物撤去工

### 3-11-1 取壊し工

構造物の取壊しに当たっては、第1編3-19-3取壊し工の規定によるものとする。

## 第12節 舗装工

### 3-12-1 舗装準備工

舗装準備工の施工については、第1編3-11-2舗装準備工の規定によるものとする。

### 3-12-2 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第1編3-11-3アスファルト舗装工の規定によるものとする。

### 3-12-3 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、第1編3-11-4コンクリート舗装工の規定によるものとする。

### 3-12-4 砂利舗装工

砂利舗装工の施工については、第1編3-11-5砂利舗装工の規定によるものとする。

## 第13節 路面排水工

### 3-13-1 作業土工

作業土工の施工については、第1編3-3-7作業土工の規定によるものとする。

### 3-13-2 側溝工

- 1 受注者は、L型側溝、鉄筋コンクリートU型及び鉄筋コンクリート側溝の設置について、

設計図書又は監督職員の指示する勾配で下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。

- 2 受注者は、L型側溝、鉄筋コンクリートU型及び鉄筋コンクリート側溝の接合部について、指定しない限りセメントと砂の比が1：3の容積配分のもルタルを用い、漏水のないように施工しなければならない。
- 3 受注者は、側溝蓋の施工に当たり、材料が破損しないよう丁寧に取扱わなければならない。

### 3-13-3 管渠工

受注者は、管渠の設置について、本章3-8-5プレキャストカルバート工の規定に準じるものとする。

### 3-13-4 集水桝工

集水桝の施工については、本章3-9-4集水桝工の規定によるものとする。

## 第14節 付帯施設工

### 3-14-1 作業土工

作業土工の施工については、第1編3-3-7作業土工の規定によるものとする。

### 3-14-2 安全施設工

安全施設工の施工については、第1編3-12-2安全施設工の規定によるものとする。

### 3-14-3 標識工

#### 1 一般事項

- (1) 受注者は、設計図書により標識を設置しなければならないが、障害物がある場合などは監督職員と協議しなければならない。
- (2) 受注者は、標識工の施工に当たり、道路標識設置基準一同解説（（公社）日本道路協会）、道路土工－盛土工指針（（公社）日本道路協会）及び道路標識ハンドブック（（一社）全国道路標識・表示協会）によらなければならない。

#### 2 材料

- (1) 標識工で使用する標識の品質規格は次によるものとする。

#### ア 標識板

- (ア) J I S G 3131（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯）
- (イ) J I S G 3141（冷間圧延鋼板及び鋼帯）
- (ウ) J I S K 6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板）
- (エ) J I S H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）
- (オ) J I S K 6718（プラスチック－メタクリル樹脂板－タイプ、  
寸法及び特性－第1部：キャスト板）
- (カ) ガラス繊維強化プラスチック板（F．R．P）

#### イ 支柱

- (ア) J I S G 3452（配管用炭素鋼鋼管）
- (イ) J I S G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）
- (ウ) J I S G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）
- (エ) J I S G 3101（一般構造用圧延鋼材）



## ウ 補強材及び取付金具

- (ア) J I S G 3101 (一般構造用圧延鋼材)  
 (イ) J I S G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)  
 (ウ) J I S G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)  
 (エ) J I S H 4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材)

## エ 反射シート

標識板に使用する反射シートの性能は表3-14-1に示す規格以上のものとする。

また、反射シートは、屋外にさらされても著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。

なお、表3-14-1に示した品質以外の反射シートを用いる場合、受注者は監督職員の承諾を得るものとする。

表 3-14-1 反射性能 (反射シートの再帰反射係数)

|             | 観測角°           | 入射角° | 白   | 黄   | 赤   | 青    | 緑   |
|-------------|----------------|------|-----|-----|-----|------|-----|
| 封入レンズ型      | 12°<br>(0.2°)  | 5°   | 70  | 50  | 15  | 4.0  | 9.0 |
|             |                | 30°  | 30  | 22  | 6.0 | 1.7  | 3.5 |
|             |                | 40°  | 10  | 7.0 | 2.0 | 0.5  | 1.5 |
|             | 20°<br>(0.33°) | 5°   | 50  | 35  | 10  | 2.0  | 7.0 |
|             |                | 30°  | 24  | 16  | 4.0 | 1.0  | 3.0 |
|             |                | 40°  | 9.0 | 6.0 | 1.8 | 0.4  | 1.2 |
|             | 2.0°           | 5°   | 5.0 | 3.0 | 0.8 | 0.2  | 0.6 |
|             |                | 30°  | 2.5 | 1.5 | 0.4 | 0.1  | 0.3 |
|             |                | 40°  | 1.5 | 1.0 | 0.3 | 0.06 | 0.2 |
| カプセルレンズ型    | 12°<br>(0.2°)  | 5°   | 250 | 170 | 45  | 20   | 45  |
|             |                | 30°  | 150 | 100 | 25  | 11   | 25  |
|             |                | 40°  | 110 | 70  | 16  | 8.0  | 16  |
|             | 20°<br>(0.33°) | 5°   | 180 | 122 | 25  | 14   | 21  |
|             |                | 30°  | 100 | 67  | 14  | 7.0  | 11  |
|             |                | 40°  | 95  | 64  | 13  | 7.0  | 11  |
|             | 2.0°           | 5°   | 5.0 | 3.0 | 0.8 | 0.2  | 0.6 |
|             |                | 30°  | 2.5 | 1.5 | 0.4 | 0.1  | 0.3 |
|             |                | 40°  | 1.5 | 1.0 | 0.3 | 0.06 | 0.2 |
| (旧) 広角プリズム型 | 12°<br>(0.2°)  | 5°   | 430 | 350 | 70  | 30   | 45  |
|             |                | 30°  | 235 | 190 | 45  | 16   | 23  |
|             | 20°<br>(0.33°) | 5°   | 300 | 250 | 45  | 20   | 33  |
|             |                | 30°  | 150 | 130 | 20  | 10   | 18  |
|             | 30°<br>(0.5°)  | 5°   | 250 | 200 | 40  | 18   | 25  |
|             |                | 30°  | 170 | 140 | 20  | 12   | 19  |
|             | 1.0°           | 5°   | 80  | 65  | 12  | 4.0  | 9.0 |
|             |                | 30°  | 50  | 40  | 8.0 | 2.5  | 5.0 |

|           |                |     |     |     |     |     |     |
|-----------|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 封入プリズム型   | 12°<br>(0.2°)  | 5°  | 70  | 50  | 15  | 4.0 | 9.0 |
|           |                | 30° | 30  | 22  | 6.0 | 1.7 | 3.5 |
|           | 20°<br>(0.33°) | 5°  | 50  | 35  | 10  | 2.0 | 7.0 |
|           |                | 30° | 24  | 16  | 4.0 | 1.0 | 3.0 |
|           | 30°<br>(0.5°)  | 5°  | 30  | 25  | 7.5 | 2.0 | 4.5 |
|           |                | 30° | 15  | 13  | 4.0 | 1.0 | 2.2 |
| カプセルプリズム型 | 12°<br>(0.2°)  | 5°  | 250 | 170 | 45  | 20  | 45  |
|           |                | 30° | 150 | 100 | 25  | 11  | 25  |
|           | 20°<br>(0.33°) | 5°  | 180 | 122 | 25  | 14  | 21  |
|           |                | 30° | 100 | 67  | 14  | 7.0 | 11  |
|           | 30°<br>(0.5°)  | 5°  | 150 | 110 | 25  | 13  | 21  |
|           |                | 30° | 72  | 54  | 13  | 6.0 | 10  |
| 広角プリズム型   | 12°<br>(0.2°)  | 5°  | 570 | 380 | 75  | 50  | 70  |
|           |                | 30° | 235 | 190 | 45  | 16  | 25  |
|           | 20°<br>(0.33°) | 5°  | 400 | 280 | 54  | 30  | 50  |
|           |                | 30° | 170 | 140 | 20  | 12  | 19  |
|           | 30°<br>(0.5°)  | 5°  | 300 | 230 | 45  | 30  | 45  |
|           |                | 30° | 170 | 140 | 20  | 12  | 19  |
|           | 1.0°           | 5°  | 120 | 70  | 14  | 5.0 | 10  |
|           |                | 30° | 50  | 40  | 8.0 | 2.5 | 5.0 |

注) 試験及び測定方法は、J I S Z 9117 (再帰性反射材) による。

- (2) 標識工に使用する錆止めペイントは、J I S K 5621 (一般用さび止めペイント) から J I S K 5628 (鉛丹ジシクロメートさび止めペイント) 2 種に適合するものを用いるものとする。
- (3) 標識工で使用する基礎杭は、J I S G 3444 (一般構造用炭素鋼管) S T K 400、J I S A 5525 (鋼管ぐい) S K K 400 及び J I S G 3101 (一般構造用圧延鋼材) S S 400 の規格に適合するものとする。

### 3 標識工

- (1) 標識を製作する場合は以下の仕様によらなければならない。また、既製品を使用する場合はこれら仕様を満たしているものを使用しなければならない。
- ア 受注者は、認識上適切な反射特性を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。
- イ 受注者は、全面反射の標識を用いるものとするが、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。
- ウ 受注者は、標識板基板表面をサンドペーパーや機械的方法により研磨 (サウンディング処理) シラッカーシンナーまたは、表面処理液 (弱アルカリ性界面活性剤) で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。

エ 受注者は、反射シートの貼付けを真空式加熱圧着機で行わなければならない。やむを得ず他の機械で行う場合は、あらかじめ施工計画書にその理由、機械名等を記載し、使用に当たりその性能を十分に確認しなければならない。手作業による貼付けを行う場合は、反射シートが基板に密着するよう脱脂乾燥を行い、ゴムローラーなどを用い転圧しなければならない。

なお、気温が10℃以下における屋外での貼付け及び0.5㎡以上の貼付けは行っていない。

オ 受注者は、重ね貼り方式又はスクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けをしなければならない。印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。

カ 受注者は、反射シートの貼付けについて、反射シートの表面のゆがみ、しわ、ふくれのないよう均一に仕上げなければならない。

キ 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して貼付けるか、あるいは、組として使用する場合は、あらかじめ反射シート相互間の色合わせ（カラーマッチング）を行い、標識板面が日中及び夜間に、均一かつそれぞれ必要な輝きを有するようにしなければならない。

ク 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、10mm以上重ね合わせなければならない。

ケ 受注者は、スクリーン印刷方式で標識板を製作する場合、印刷した反射シート表面に、クリアー処理を施さなければならない。

ただし、黒色の場合は、クリアー処理の必要はないものとする。

コ 受注者は、縁曲げ加工をする標識板について、基板の端部を円弧に切断し、グラインダーなどで表面を滑らかにしなければならない。

サ 受注者は、設計図書に示すとおり標識板に取付け金具及び補強金具（補強リブ）すべてを工場でスポット溶接により取付けなければならない。

なお、標識板の表面にヒズミが出ないように溶接しなければならない。

アルミニウム合金材の溶接作業は（一般社団法人）軽金属溶接協会規格LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一般社団法人）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。

シ 受注者は、標識板の下地処理に当たって、脱脂処理を行わなければならない。

ス 受注者は、標識板の文字・記号等の色彩と寸法を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（（標識令）昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）及び道路標識設置基準・同解説により標示しなければならない。

セ 受注者は、標識板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆（酸洗い）などの下地処理を行った後、磷酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。

ソ 受注者は、支柱素材についても前14）と同様の方法で錆止めを施すか、錆止めペイントによる錆止め塗装を施さなければならない。

タ 受注者は、支柱の上塗り塗装につや、付着性及び塗膜硬度が良好で長期にわたって変色、退色しないものを用いなければならない。

チ 受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その膜厚を J I S H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HD Z T 77）77  $\mu$  m（片面の膜厚）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種（HD Z T 63）63  $\mu$  m以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種（HD Z T 49）49  $\mu$  m（片面の膜厚）以上とするものとする。

ツ 受注者は、防錆処理に当たり、その素材前処理、めっき及び後処理作業を J I S H 8641（溶融亜鉛めっき作業指針）の規定により行わなければならない。

なお、ネジ部はめっき後ネジさらい、または遠心分離をしなければならない。

テ 受注者は、めっき後加工した場合、鋼材の表面の水分、油分などの付着物を除去し、十分な清掃後にジンクリッチ塗装で現場仕上げを行わなければならない。

ト ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は2回塗りで400～500g/m<sup>2</sup>、または塗装厚は2回塗りで、40～50  $\mu$  mとするものとする。

ナ ジンクリッチ塗装の塗り重ねは、塗装1時間以上経過後に先に塗布した塗料が乾燥状態になっていることを確認して行うものとする。

（2）受注者は、支柱建込みについて、標識板の向き、角度、標識板との支柱のとおり、傾斜、支柱上端のキャップの有無に注意して施工しなければならない。

（3）受注者は、支柱建込み及び標識板の取付けについて、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようしなければならない。

### 3-14-4 区画線工

- 1 受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工に当たり、設置路面の水分、泥、砂じん、ほこりを取り除き、均一に接着するようにしなければならない。
- 2 受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工に先立ち、施工箇所、施工方法、施工種類について監督職員の指示を受けるとともに、所轄警察署とも打合せを行い、交通渋滞をきたすことのないよう施工しなければならない。
- 3 受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工に先立ち、路面に作図を行い、施工箇所、施工延長、施工幅等の適合を確認しなければならない。
- 4 受注者は、溶融式、高視認性区画線の施工に当たり、塗料の路面への接着をより強固にするよう、プライマーを路面に均等に塗布しなければならない。
- 5 受注者は、溶融式、高視認性区画線の施工に当たり、やむを得ず気温が5℃以下で施工しなければならない場合、路面を予熱し路面温度を上昇させた後施工しなければならない。
- 6 受注者は、溶融式、高視認性区画線の施工に当たり、常に180℃～220℃の温度で塗料を塗布できるよう溶解槽を常に適温に管理しなければならない。
- 7 受注者は、塗布面へガラスビーズを散布する場合、風の影響によってガラスビーズに片寄りが生じないように注意して、反射に明暗がないよう均等に固着させなければならない。
- 8 受注者は、区画線の消去について、表示材（塗料）のみの除去を心掛け、路面への影響を最小限にとどめなければならない。また受注者は消去により発生する塗料粉じんの飛散を防止する適正な処理を行わなければならない。

### 3-14-5 縁石工

- 1 受注者は、縁石工の施工に当たり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据付けるものとする。敷モルタルの容積配合は、1：3（セメント：砂）とし、この敷モ

ルタルを基礎上に敷均した後、縁石ブロック等を図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据付けなければならない。

- 2 受注者は、アスカーブの施工について、第1編3-11-3アスファルト舗装工の規定によるものとする。
- 3 受注者は、アスカーブの施工に当たり、既設舗装面等が清浄で乾燥している場合のみアスファルト混合物の舗設を行うものとする。なお、気温が5℃以下のとき又は雨天時に、施工してはならない。

### 3-14-6 境界工

境界工の施工については、第1編第3章第18節用地境界杭工の規定によるものとする。

### 3-14-7 付属物工

- 1 受注者は、視線誘導標の施工に当たり、設置場所、建込角度が安全かつ、十分な誘導効果が得られるように設置しなければならない。
- 2 受注者は、視線誘導標の施工に当たり、支柱を打込む方法によって施工する場合、支柱の傾きに注意するとともに支柱の頭部に損傷を与えないよう支柱を打込まなければならない。

また、地下埋設物に破損や障害を発生させないように施工しなければならない。

- 3 受注者は、視線誘導標の施工に当たり、支柱の設置穴を掘り埋戻す方法によって施工する場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかなければならない。
- 4 受注者は、視線誘導標の施工に当たり、支柱を橋梁、擁壁、函渠などのコンクリート中に設置する場合、設計図書に定めた位置に設置しなければならない。

ただし、その位置に支障がある場合、又は設計図書に設置位置が示されていない場合は、監督職員と協議しなければならない。

- 5 受注者は、距離標を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならない。

ただし、障害物などにより所定の位置に設置できない場合、又は設計図書に設置位置が示されていない場合は、監督職員と協議しなければならない。

- 6 受注者は、道路鋸の設置に当たり、設計図書に定められた位置に設置しなければならない。なお、設置位置が示されていない場合は、監督職員と協議しなければならない。

